

京都市訓令甲第34号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の特例退職等に関する規程の一部を改正する規程(平成19年3月30日京都市訓令甲第33号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門 川 大 作

附則第3項中「, 第4項及び第5項」を「及び第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は, 平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市職員の特例退職等に関する規程の一部を改正する規程(平成19年3月30日京都市訓令甲第33号)の規定は, この訓令の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し, 同日前の退職に係る退職手当については, なお従前の例による。

(総務局人事部給与課)